

# 群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0868)

本審議会 第458回

令和6年6月28日 公開

開催日時	令和6年6月28日(金)	13時35分～14時20分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
主要議題	1 令和6年度群馬地方最低賃金審議会の運営について 2 群馬県最低賃金の改正決定について(諮問) 3 群馬県最低賃金専門部会の設置について 4 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について 5 令和6年度最低賃金に関する実態調査について 6 その他(専門部会の運営について)		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。 賃金指導官の青木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。 本日は、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の合計14名の委員にご出席いただいております。出席者人数14名は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されます定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員の方に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、議事に入りましたら、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願ひいたします。
-----	---

	<p>また、本日は傍聴されます方が 5 名おりますのでご承知おき願います。</p>
事務局	<p>ただいまから、第 458 回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。議事に入るまでの間、司会進行を務めさせていただきます、賃金室長の根岸でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>恐縮ではございますが、これから先は 着座にて進めさせていただきます。</p> <p>本日は、令和 6 年度の第 1 回目の審議会でございます。審議会委員の皆様におかれましては、昨年度、委員にご就任いたしており 2 年目となります、本年度の調査審議につきましてもよろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、公益代表委員の [REDACTED] 委員がご都合により退任されまして、後任に [REDACTED] 委員を任命させていただきましたことをご報告させていただきます。</p> <p>また、労働者代表委員の [REDACTED] 委員及び [REDACTED] 委員におかれましても、ご都合により退任されまして、後任に [REDACTED] 委員及び [REDACTED] 委員を任命させていただきましたことをご報告させていただきます。</p> <p>[REDACTED] 委員におかれましては、本日ご都合によりご欠席となっておりますので、労働者代表委員のお二方より一言ご挨拶をいただきたいと思います。</p>
[REDACTED] 委員	<p>初めまして。[REDACTED] と申します。</p> <p>昨年の 10 月から連合群馬で勤務しております、今回の審議会は初めてですけれども一生懸命頑張りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p>
[REDACTED] 委員	<p>皆さん、こんにちは。[REDACTED] を仰せつかっております [REDACTED] と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>昨年の 9 月から今の役職に就任したということもあって、この群馬県の地賃審議会初めてということになりますが、働く仲間の笑顔がひとつでも多くなるように一生懸命取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>令和 6 年度の第 1 回目の会議でもありますので、お手元の資料 1 の委員名簿の順にお名前を読み上げてご紹介させていただきます。委員の皆様はご着席されたままで結構でございます。</p> <p>まず公益代表委員です。株式会社上毛新聞社総務・経理・労務・経営企画担当の小渕紀久男委員、弁護士の鈴木麻里奈委員、高崎経済大学教授の谷口聰委員、群馬大学教授の西村淑子委員、高崎経済大学教授の米本清委員。</p> <p>労働者代表委員です。情報産業労働組合連合会群馬県協議会議長の新井</p>

和成委員、電機連合群馬地方協議会事務局長の越澤恭行委員、J A M 北関東群馬県連絡会事務局長の増戸将人委員、S U B A R U 関連労働組合連合会中央執行委員の松葉卓也委員、日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長の村山洋光委員。

続きまして使用者代表委員です。一般社団法人群馬県経営者協会専務理事の五十嵐亮二委員、パッケージ池畠株式会社代表取締役の池畠美穂委員、アサヒライズ株式会社代表取締役社長の宇井正典委員、三山鋼機株式会社代表取締役社長の金井浩委員、富士部品工業株式会社代表取締役社長の松崎友康委員。

委員の皆様におかれましては、本年度の調査審議につきましてよろしくお願ひいたします。

次に資料 2 をご覧ください。

事務局の紹介をさせていただきます。

群馬労働局長の上野康博でございます。労働基準部長の津田恵史でございます。賃金室長補佐の摩庭精一です。賃金指導官の青木加寿美です。私は賃金室長の根岸義久です。

事務局全員で円滑な審議会運営に努めたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

ここで、審議会の開催に当たりまして上野労働局長からご挨拶を申し上げます。

労働局長

改めまして上野でございます。よろしくお願ひいたします。令和 6 年度の第 1 回目の最低賃金審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、第 49 期群馬地方最低賃金審議会委員として群馬県の最低賃金決定にご尽力をいただきしております。厚く御礼を申し上げます。

また、平素から、それぞれのお立場から、最低賃金行政を始めとして、労働行政全般の円滑な運営に多大なご支援・ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、県内の雇用情勢につきましては、先ほど午前中に発表したのですが、令和 6 年 5 月の有効求人倍率は、1.32 倍と、前月から 0.08 ポイント低下し、新規求人数についても、前年同月に比較して 8.5%、1,093 人の減少となっており、12 か月連続の減少となっております。

また、6 月 21 日に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」いわゆる骨太ですが、閣議決定されたところですが、6 月 25 日に開催されました中央最低賃金審議会におきまして、厚生労働大臣から「地域別最低賃金額改定の目安について、『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版』及び『経済財政運営と改革の基本方針 2024』に配意した、貴会の調査

	<p>審議を求める。」との諮問が行われ、本年度、第1回目の目安に関する小委員会が開催されております。</p> <p>このような情勢を踏まえ、本日、群馬県最低賃金の改正決定の諮問をさせていただくことといたしました。地域別最低賃金は、「地域における労働者の生計費」、「地域における労働者の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して定めることとされております。委員の皆様には、大変ご苦労をおかけすることとなりますが、当県の実情を踏まえ、調査審議を行っていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>最後になりますが、これから暑い季節を迎えることになります。お身体にはくれぐれもご留意いただきまして、ご調査・ご審議を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>次に、審議会の会長と会長代理の選出に移らせていただきます。</p> <p>本審議会の会長と会長代理につきましては、昨年の審議会で、会長は■■■委員、会長代理は■■■委員が選出されております。従いまして、この後の議事進行につきましては、■■■会長にお願いいたします。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>はい、それでは審議会の議事の運営などにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料3の群馬地方最低賃金審議会運営規程をご覧ください。</p> <p>まず、第6条の会議の公開についてご説明いたします。</p> <p>運営規程第6条第1項では、「会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされております。当審議会の会議については、従来から、同項の原則どおり公開されております。</p> <p>次に、運営規程の第7条第2項についてです。議事録及び資料の公開に関する規程で、「議事録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。議事録及び資料につきましても従来から同項の原則どおり公開されております。また、令和2年度からは当審</p>

	<p>議会のご了解をいただきまして、議事録、資料を労働局ホームページに掲載しております。</p> <p>次に審議会の日程でございます。改正の審議にあたって参考にしている目安が、いつ示されるのか確定しておりませんので、確定情報が判明しましたら、ご連絡したいと存じます。</p> <p>今後、これに合わせて審議会の開催日程を調整させていただきたく存じます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。事務局から令和6年度の審議会の運営につきまして説明がありました。審議会の会議は、従前より公開しております。加えて議事録等につきましても、労働局ホームページへ掲載するなど公開しております。</p> <p>このことから、審議会運営規程第6条第1項及び第7条第2項の運用については、従前どおりの方法で公開するということでおよろしいでしょうか。</p> <p>また、審議日程につきましては、後ほど調整させていただくこととしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p style="text-align: right;">【異議なし】</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。審議会の会議及び議事録等は例年どおり公開といたします。</p> <p>また、審議日程については、中央最低賃金審議会の日程も見据えながら、調整させていただくことといたします。</p> <p>この他、ご意見、ご質問等ありましたらお願ひします。</p>
各委員	<p style="text-align: right;">【特になし】</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。特にないようですので、以上の運営規程に基づき審議してまいりたいと存じます。</p> <p>次に、群馬県最低賃金の改正決定にかかる諮問についてお願ひいたします。</p>
事務局	<p>最低賃金法第12条の規定に基づき、令和6年度の群馬県最低賃金改正について、群馬地方最低賃金審議会の調査審議を求める諮問文を、上野局長から、■会長にお渡しいたします。</p>
労働局長	<p style="text-align: right;">【局長より会長に諮問文を手交】</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>

会長	<p> 諒問をお受けいたします。</p> <p>ただいま、労働局長から群馬県最低賃金の改正にかかる諒問をお受けいたしました。諒問文に関して事務局から説明をお願いします。</p>	
事務局	<p> 上野局長から群馬地方最低賃金審議会長にお渡しした諒問文につきまして、写しを委員の皆様にお配りさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【写し配布】</p> <p>お手元に届いたようなので読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【諒問文を事務局が朗読】</p> <p>以上が諒問文です。</p> <p>労働局長から会長への諒問にあたりまして、その経過等についてご説明いたします。</p> <p>6月25日に、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会あてに地域別最低賃金改定の目安について調査審議を求める諒問が行われました。また、今年の春季労使交渉の賃上げ率が高い伸びにあることなどから、当労働局としても群馬県地域別最低賃金の改正決定について調査審議を求めることが必要と判断し、諒問させていただいたところでございます。</p>	
会長	<p> はい、ありがとうございます。ただいまの諒問文及び事務局の諒問の経過説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>	
各委員	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>	
会長	<p> よろしいでしょうか。特にないようです。改めまして、諒問をお受けしましたので群馬県地域別最低賃金の改正について、調査審議を行ってまいりたいと存じます。</p> <p>次に、群馬県最低賃金専門部会の設置につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>	
事務局	<p> 最低賃金法第25条第2項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされています。また、同条第3項で、専門部会は労働者、使用者及び公益を代表する委員、各同数をもって組織する旨が定められ、その人数について最低賃金審議会令第6条第1項で「専門部会の委員の数は9人以内とする」とされております。この規定に基づき、専門部</p>	

	会の委員は、労働者、使用者及び公益を代表する委員各3名の合計9名の委員で構成されております。 以上でございます。
会長	それでは専門部会を設置して、委員については、労働者、使用者及び公益を代表する委員各3名、合計9名で構成することといたします。 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願ひいたします。
各委員	【特になし】
会長	ご意見等ないようですので、次に専門部会委員の選任手続きに関して、事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、専門部会の委員の任命について説明します。 最低賃金審議会令第6条第4項では、労働者委員と使用者委員を任命するときは、最低賃金審議会令第3条を準用して相当の期間を定めて候補者の推薦を求めなければならない、という旨が定められています。 このため、本日の審議会終了後、労働者委員と使用者委員の候補者の推薦公示を行う予定としております。その後、推薦のありました方の中から、局長が委員を任命させていただきます。 公労使の委員が決まりましたら、第1回目の専門部会開催の調整をさせていただきたいと存じます。 また、公示につきましては、委員候補者の推薦に関する公示のほか、最低賃金法第25条第5項に規定されている、審議会における関係労働者及び関係使用者の意見聴取等に関する公示についても行う予定でございます。
会長	はい、ありがとうございます。 事務局より専門部会の選任手続き、審議会における意見聴取の公示について説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。
各委員	【特になし】
会長	特にご質問等ないようですので次に進めさせていただきます。 最低賃金審議会令第6条第5項の適用につきまして事務局から説明をお願いいたします。
事務局	資料4をご覧ください。

	<p>最低賃金審議会令第6条第5項を抜粋したものでございます。</p> <p>こちらの規定では「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」となつております。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項は、原則として専門部会の議決が全会一致の場合に限り、適用することができます。今年度の群馬地方最低賃金審議会における、この規定の適用の可否につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>
会長	<p>はい、ただいま事務局から最低賃金審議会令第6条第5項の規定につきまして説明がございました。専門部会の議決が全会一致の場合はこの規定を適用するということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
会長	<p>それでは、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、「専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、専門部会の決議をもって当審議会の決議とすることができる。」として取り扱うことといたします。</p> <p>次に、最低賃金の審議に使用される調査を労働局が行っているということですので、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、令和6年度における最低賃金に関する実態調査につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>資料5をご覧ください。</p> <p>令和6年度最低賃金に関する実態調査としまして、賃金改定状況調査と、最低賃金に関する基礎調査、この2つの一般統計調査を行っております。</p> <p>まずは、賃金改定状況調査について、説明をさせていただきます。</p> <p>この調査は、毎年、中小企業の労働者の1年間における賃金の上昇率を把握するために実施しております。</p> <p>調査は、中央最低賃金審議会の資料として使用することを目的として行っております。</p> <p>調査の対象地域は群馬県全域、対象業種は製造業や小売業などとなっております。企業規模につきましては、常用労働者が30人未満の規模が対象となっております。従いまして、比較的低賃金の労働者が多い産業や規模の事業所が調査の対象となっております。</p> <p>今年度の調査依頼件数は、183件になります。</p> <p>調査事項につきましては、昨年度6月分及び今年度6月分の賃金を調査しております。</p> <p>調査方法につきましては、通信調査で実施しております。</p>

	<p>また、調査の対象となった事業所の回答方法につきましては、郵便による報告方式と、オンラインによる報告方式となっております。</p> <p>続きまして、最低賃金に関する基礎調査につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>この調査は、中小企業の労働者の賃金実態等を把握するために実施しております。</p> <p>調査は、地方最低賃金審議会の資料として使用することを目的として行っております。</p> <p>調査の対象地域は群馬県全域、調査の対象となっている業種は製造業や小売業などです。調査対象の企業規模は、製造業、新聞業及び出版業については労働者数が 100 人未満の事業所、それ以外の業種につきましては、労働者数が 30 人未満の事業所となっております。賃金改定状況調査と同様、比較的低賃金の労働者が多い産業や規模の事業所が調査の対象となっておりますので、低賃金の労働者の実態を明確に把握できるようにしております。</p> <p>こちらの調査の依頼数は、2,064 件になります。</p> <p>調査事項につきましては、今年度 6 月分の賃金を調査しております。</p> <p>調査方法につきましては通信調査で実施しております。</p> <p>また、賃金改定状況調査と同様に、調査の対象となった事業所の回答方法は郵便による報告方式と、オンラインによる報告方式となっております。</p> <p>説明させていただきました調査の集計結果につきましては、次のページになります。今年度の地方最低賃金審議会の審議終了の 4 か月後に、厚生労働省のホームページ及び政府統計が確認できるポータルサイトの e-stat へ掲載されます。</p> <p>また、今までの地方最低賃金審議会と同様、令和 6 年度も第 2 回群馬県最低賃金専門部会におきまして、最低賃金に関する基礎調査結果の概要を、公表させていただく予定です。</p> <p>調査結果内容につきましては、「令和 3 年経済センサス活動調査」によります確報集計の事業所情報を基に作成されました「母集団データベース」の産業分類ごとの労働者数により復元して、集計を行っております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、令和 6 年度における最低賃金に関する実態調査の説明をさせていただきました。この調査が委員の皆様のお役に立てれば幸いに存じます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	はい、ありがとうございました。質問等ございましたらお願ひいたします。
各委員	【特になし】

会長	特に質問等ないようなので次に進めさせていただきます。 その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	<p>事務局から、4点ご説明をさせていただきます。</p> <p>1点目は、資料6にあります「令和6年度における群馬県特定最低賃金改正決定に係る申出の意向表明状況」でございます。</p> <p>改正の申出につきましては、令和3年経済センサス活動調査結果をもとに、最低賃金実態調査結果を踏まえて推計した適用労働者の、おおむね3分の1以上の者に労働協約が適用されること又は合意があることが、申出の要件となっております。</p> <p>ご確認をいただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目です。資料7は、6月12日付けで群馬弁護士会会长から、群馬地方最低賃金審議会会长あてに提出されております「全国一律の最低賃金の実現及び最低賃金の引上げを求める会長声明」の写しでございます。群馬地方最低賃金審議会の審議にあたり、ご参照いただきますようお願いいたします。なお、資料7は、厚生労働本省へも報告しております。</p> <p>3点目は、資料8から資料14までの添付資料でございます。</p> <p>資料8は、「生活保護制度の概要」でございます。</p> <p>資料9は、群馬労働局が6月28日に発表いたしました令和6年5月分の「労働市場速報」でございます。</p> <p>資料10は、前橋財務事務所が6月13日に発表いたしました群馬県の「法人企業景気予測調査」でございます。</p> <p>資料11は、日本銀行前橋支店が6月3日に発表いたしました「群馬県金融経済概況」でございます。</p> <p>資料12は、「令和6年春闘各機関別賃上げ集計状況」でございます。連合公表のもの、経団連公表のもの及び厚生労働省公表のものに基づくものです。</p> <p>資料13は、6月21日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、最低賃金に関する部分を抜粋したものです。また、資料14も同日閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」において、最低賃金に関する部分を抜粋したものでございます。</p> <p>資料に関しては以上でございます。</p>
会長	はい、ありがとうございます。 事務局から、先に資料に関する説明がございましたが、これらについて、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。
各委員	【特になし】

会長	特にないようなので、最後の1点をお願いいたします。
事務局	<p>地域別最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の運営について説明させていただきます。</p> <p>専門部会は、例年、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることを理由に、第1回目の会議から非公開となっております。</p> <p>専門部会の公開、非公開は、運営規程で専門部会の部会長が決定できる旨が定められておりますが、専門部会が審議会の構成組織であることを踏まえ、専門部会の公開、非公開などの運営について審議会としての意向を示していただいております。</p> <p>目安小委員会では、目安制度の在り方に関する全員協議会報告を受けて、昨年から、三者が集まって議論を行う部分について公開するとされたところですが、今年度の取扱いにつきまして、審議会としての意見・意向がございましたら、ご協議いただきますようお願いいたします。</p>
会長	<p>はい、ただいま事務局から専門部会の運営につきまして説明がございました。</p> <p>まず、専門部会の運営につきまして、審議会としての意向を示すことについてお伺いいたします。</p> <p>昨年同様、専門部会に対し審議会としての意向を示すこととしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
会長	<p>はい、意向を示すことについてご賛同をいただきましたので、意向の内容について委員の先生方のご意見をいただきたいと思います。</p> <p>審議会といたしましては、一昨年までの専門部会の議事の公開については「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして、第1回目の会議から非公開とする。」という意向を示してきてています。</p> <p>昨年度から、非公開で行われてきた目安小委員会の議事が、三者が集まって議論する場は公開されるということになりました。これを受けまして、今年の意向はどうするかを審議したいと思います。</p> <p>ではまず、労働者代表委員からの意見がございましたらお願いします。</p> <p>■ 委員お願いいたします。</p>
■ 委員	労側委員の ■ です。

	労働者側の意向として、自由な意見が言える雰囲気の中での審議を行いたいということ、また公開することで論議に影響を及ぼす可能性もあるため、今年も開催形態については変更することなく非公開での審議を要望させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま労働者側委員からご意見をいただきました。</p> <p>使用者側委員の先生方、いかがでしょうか。</p> <p>■委員お願いいたします。</p>
■委員	<p>使側の■でございます。</p> <p>使側としましても全く同感でありまして、非公開を切望したいと思います。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、労働者側委員、使用者側委員から、ご発言がございましたが、ほかの労使の委員の先生方、ご意見はございますでしょうか。</p>
各委員	【特になし】
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>公益委員の先生方、いかがでしょうか。</p>
各委員	【特になし】
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>では意見が出尽くしたようですので、まとめさせていただきます。</p> <p>労使委員からは「公開した場合には、自由・率直な意見交換を行うにあたって支障がある」というご意見でした。</p> <p>このため、労使双方のご意見を尊重する必要性を感じるところであり、自由・率直な意見交換が行えないということは、専門部会運営規程の定めに該当するものと言えます。</p> <p>つきましては、審議会の意向としては「当初から専門部会の会議を非公開とすべきである」としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、審議会の意向は「専門部会を非公開とすべきである」という</p>

	<p>ことを確認いたします。</p> <p>ただし、最終的には専門部会の非公開につきましては、部会長が判断することとなることを、再度確認いたします。その上で、専門部会における決定の際の参考としていただけるよう「当初から専門部会の会議を非公開とすべきである。」との審議会の意向を専門部会に伝えることとしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
会長	<p>はい、ご賛同をいただきました。</p> <p>それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>本日の議事は以上ですが、全体として、ご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
全員	【特になし】
会長	事務局からは何かございますか。
事務局	特にございません。
会長	<p>では以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>今後の会議では、いろいろな資料をもとに金額審議をすることになります。委員の先生方には、十分な審議をお願いしたいと思います。</p> <p>これで第458回最低賃金審議会を閉会といたします。</p> <p>ご審議誠にお疲れさまでした。</p> <p>ありがとうございました。</p>